文部科学省初等中等教育局 健康教育·食育課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

学校における麻しん対策について (協力依頼)

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られております。

本年3月20日以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されております。また、その後、他県においても感染者が発生しました。

麻しんウイルスの感染力及び麻しんの重篤性を鑑み、学校においても、日頃から十分な予防策を施すとともに、万一麻しんが発生した場合には迅速な対応をとることが重要です。貴職におかれては、「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」(平成30年2月作成)に基づく対応の徹底について、改めて周知していただきますようお願いいたします。

また、麻しんの対策として最も有効なのは予防接種であるため、予防接種法(昭和23年法律第68号)第五条第1項に基づく定期の予防接種(以下「定期接種」という。)の対象となっており、特に重症化しやすい者への感染を防止する観点から、麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第442号)第3の四において、「1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。)の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。」とされているところです。

このため、貴職におかれては、都道府県教育関係部局において、保健衛生関係部局と連携しつつ、貴管内の学校等に対し、当該施設の職員の罹患歴や予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である2回接種していない場合には、予防接種を受けることを十分検討する必要があることを広く周知していただくとともに、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第十六条に定められる事後措置等の機会を通じ、必要な予防接種を受けるようにご指導いただきますようお願いします。なお、麻しんの予防接種の推奨の徹底について、別添のとおり衛生主管部局長宛て通

知しましたので、ご承知おきいただきますようお願いします。

参考:学校における麻しん対策ガイドライン第二版

(作成:国立感染症研究所疫学センター、監修:文部科学省、厚生労働省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm